

ソフトウェアとライセンス管理

マイクロソフトアジアリミテッド法務本部
副部長・弁護士 水越尚子

1. はじめに

校内LANシステムの整備、パソコンの導入、HPの作成など、学校教育の現場においても、企業と同様に、ITインフラとしてソフトウェアは、急速に浸透してきている。ソフトウェアは、ハードウェアと異なり、一見して目に見えず、また、手で触ることができないため、その保護や管理について、簡単には理解を得難い面がある。つまり、「物」であれば、「壊さないようにしましょう」「紛失のないように、毎日数を数えましょう」ということが言えるし、盗られないように、部屋に入れて鍵をかけておくことができるが、ソフトウェアは、比較的新しいものであると同時に、目に見えない無体財産であるため、ソフトウェアに関する法律や契約を理解し、その保護・管理方法を確立することが必要である。

2. 知的財産権とソフトウェア

(1) 知的財産基本法

今年3月1日、新たな知的財産の創造及びその活用による付加価値の創出を基軸とする、活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造・保護及び活用に関する施策を、集中的かつ計画的に推進することを目的とした知的財産基本法が施行された。これは、日本が知的財産の創造・保護・活用を、国の一

大政策とすることを宣言したものである。ソフトウェアも、まさに、イノベーションを経て創造されたものを保護し、活用するという循環により発展してきたものである。アメリカにおける過去25年間のIT産業の発展は、「ソフトウェアエコシステム」すなわち、①政府・大学による基本的・革新的研究、②当該研究内容は、民間部門による使用（及び商業化）が認められ、ビジネスが展開される、③その結果、民間部門は雇用の提供、経済の改善、そして、税を払うことができるようになり、④よって、政府や大学に新たな研究に着手する資金・インセンティブが与えられる、という循環の活用の結果であると考えられている。

生徒の中には、優秀なエンジニアになって、将来、画期的なソフトウェアを創って起業したい、と考えられる方も多くいると思うが、そのような生徒たちに、ソフトウェアを保護するということは、ソフトウェアの循環システムの一部を担う重要な事項であることを理解していただくことは、大きな第一歩となると思う。

(2) 著作権法による保護

ソフトウェアは、著作権法上、プログラムの著作物として保護されている。著作権法違反については、著作権法第八章に罰則の規定

があり、例えば、無許諾複製の場合には、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金となり、これが、業務に関連して行われた場合には、法人に対しても1億円以下の罰金刑が定められており、重い罰則となっている。このように、法律上重大な責任を負うことが定められていることを理解することは大変重要なことであるが、重大な罰則規定があるから無許諾複製をしてはならない、と教えるだけでは、「見つからなければ良い。見つからないようにしよう。」と誤解されて伝わってしまう可能性もあるので、大切な著作物、知的財産を保護していくために、お互いに他人の著作物に関するルールを尊重する必要性を説いていく必要がある。

(3) ライセンス管理の重要性に関するその他の要素

ライセンス管理は、他の要因からも強く求められるものである。昨今、組織においてコンプライアンスの重要性は非常に高まっている。教育現場において、将来の社会を担う生徒たちにコンプライアンスの意識を高めておくことは、日本社会が、透明性を持って競争力を増していく土台となる。諸外国においては、ホイッスルブローワー（笛を吹く人＝組織内の不正行為に警笛を鳴らす人の意）の効用が評価されている。内部告発という暗いイメージが付きまとうかもしれないが、不正行為を目にし、かつ、それが、組織の自浄作用により是正されることが期待できないと思ったとき、むしろ、正義感に基づき、その事実につき第三者機関へ告知することにより是正を試みる人というイメージではないかと思う。また、社会が複雑化する中で、システムの透明性が求められる現代において、説明責任という観点から、生徒、保護者、納税者、及び市民から、ソフトウェアをどのように管

理しているか質問をされた場合、明確に説明できることが必要である。さらには、ネットワーク環境により、日々、オンラインで契約行為が行われている現状があり、契約の重要性が高まってきていることからすれば、契約を行うことを理解し、契約を遵守することの大切さを、是非、若い生徒たちに体験していただき、社会に羽ばたく準備をしていただきたい。

3. 実際の不正コピーのケース

著作権保護活動を行っているうちに、実際の不正コピーのケースもいくつも目にした。不正コピーを行ってしまうケースにも、いくつかのパターンがあるといえる。

(1) 組織内不正コピー

組織で使用するライセンスについて、組織で十分な管理が行われていないため、許諾されたライセンス数を超えて、ソフトウェアがインストールされるケースである。中には、予算を抑えるためと称して、組織の代表者や情報管理者等を巻き込んだ形で違法に複製するといった、大変悪質なケースも見られる。他方、例えば、教員間、教員生徒間で、気軽な気持ちでメディアの貸し借りを行ったり、許諾なく私用のパソコンにインストールしたりするというカジュアルコピーの場合も、まだまだ多い。各自にライセンス管理の重要性を根付かせるとともに、管理者による効率的な管理が必要である。

(2) 納入業者による不正コピー

納入業者が、他の納入業者より安い見積もりを出すために、エンドユーザーから発注を受けたより少ないライセンスをメーカーに発注し、その過少分を許諾なくパソコンにインストールし、金額を浮かせるケースもある。

この場合、エンドユーザーは気づかないうちに、結果として許諾のないライセンスを使用することになる。納入業者による不正コピーの中には、おまけやサービスと称して、許諾なくソフトウェアがインストールされる場合もあるが、ライセンス管理について十分な知識を得ていれば、一見、親切に聞こえる宣伝文句も不正であると見破ることができることになる。

4. ライセンス管理のメリット

ソフトウェアの管理が、著作権保護、契約遵守、説明責任等の観点から重要であることは既に述べたとおりであるが、管理者がソフトウェアを管理することによるメリットとは何であろうか。

(1) 第三者からの信用、校内におけるモラル向上

知的財産権保護や契約遵守は、学校内においても学校外においても重要な行動である。学校におけるライセンス管理や正しい使い方をマスターすることにより、学校における知的財産権保護及び法令遵守の姿勢を内外に示すことができ、これにより、社会的信用が得られ、社会に対する説明責任を果たし、このことが、教職員のモラ

ルの向上を支えることになる。

(2) 最適なソフトウェアの購入

ライセンス管理を行うことにより、管理者は、ハードウェアとソフトウェアを紐付けてIT資産の管理が行えることになる。不正コピーは、現場が、その場しのぎでコピーを行うことによって起こることが多いが、そのような行為は、全体のライセンスの配分を無視して行われるため、逆に一時的に現場が欲しいと思って不要なソフトウェアを購入してしまうことも起こる。管理者が、予め必要なソフ

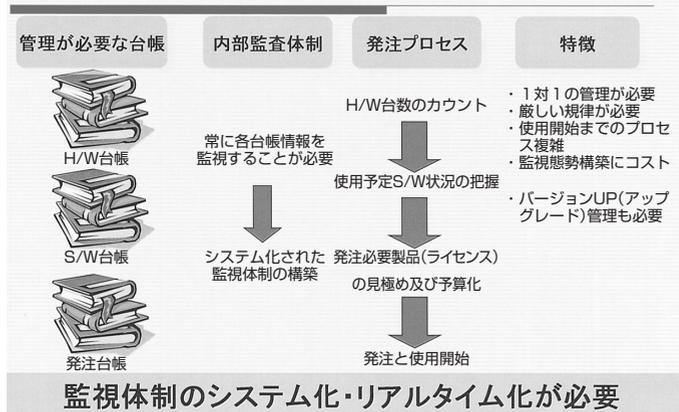


図1 逐次調達型の場合

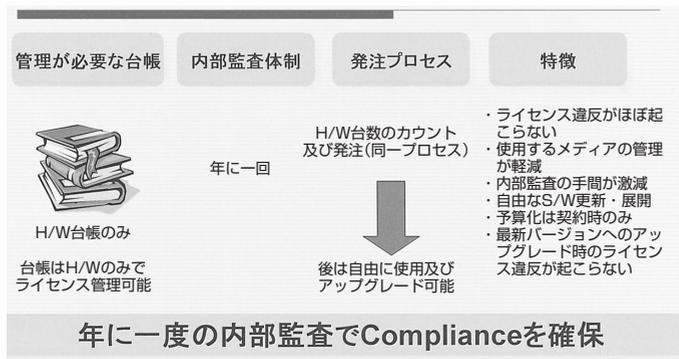


図2 期間調達型の場合

逐次調達型のライセンスの導入・管理



* HW台帳、SW台帳、発注台帳の管理

期間調達型のライセンスの導入・管理



図3 ライセンスの導入・管理：逐次調達型／期間調達

トウェアと不要なソフトウェアを区別することにより、不要なライセンスの購入を防ぎ、かつ、一番有利なバージョンアップの購入方法を選択することにより、TCO（システムの総保有コスト）が圧縮できる。その他、メーカーのサポートやセキュリティー情報を積極的に受けることにより、セキュアなシステム作りにも役立つ。

5. ソフトウェア購入形態とライセンス管理の連動性

ライセンス管理には、どのように購入して、どのように配分して、どのように見直し、移

動を行うか、というトータルでのプロセスを考慮する必要がある。図1～3は、ソフトウェア購入形態とライセンス管理の例を示したものである。逐次、購入が必要になった場合に発注をするライセンスのタイプや、サービスのように、一定期間（例えば1年）を通して使用してその分の支払をするタイプなど、ライセンスの形態にもバラエティーが増えてきているので、それぞれの学校のニーズにあったソフトウェアの購入形態を検討すると、その後のライセンス管理も容易になる。

続 資料日本工業教育史

小林一也/浅岡廣一/岩本宗治/佐藤義雄/松林巧/三浦基弘/山下省蔵

国際化・情報科・少子高齢化などが教育の現場に大きな変化をもたらした平成期以降の工業教育をまとめ、さらに今後の展望も収録

A5判400ページ 予価4200円 2003年9月発行予定